



特定同族会社の 留保金課税について②

「経理のプロ」になるために欠かせないのが「法人税」の知識。今回は「留保金課税の具体的な計算方法」について解説します。

税理士
平井満広

- 掲載テーマ
- ① 受取配当等の益金不算入とは
 - ② 外貨建取引について
 - ③ 出産費日当や海外運航費等の取扱い
 - ④ 生命保険料の取扱い
 - ⑤ 特定同族会社の留保金課税について①
 - ⑥ 特定同族会社の留保金課税について②

課税留保金額の計算

留保金課税は、過度な内部留保を抑制するため特別に課される税金です。課税対象となる金額は「その事業年度の所得金額」に一定の調整をした内部留保の金額（「課税留保金額」といいます）です（図表参照）。

「課税留保金額」は、算式1のとおりです。

(1) 所得等の金額

「所得等の金額」は「その事業年度の所得金額」に一定の加算等をして求めます。主な加算等項目は、次のとおりです。

- ・受取配当等の益金不算入額（加算）
- ・還付金等の益金不算入額（加算）
- ・欠損金の当期控除額（加算）

・取用等の場合の特別控除額（加算）等

(2) 社外流出額と留保所得金額

「所得等の金額」から「社外流出額」を引いた金額を「留保所得金額」といいます。

「社外流出額」の主な項目は、次のとおりです。

- ・剰余金の配当等
- ・役員給与の損金不算入額
- ・交際費等の損金不算入額
- ・寄附金の損金不算入額 等

(3) 当期法人税額等と当期留保金額

「留保所得金額」から「当期法人税額」「当期地方法人税額」「当期住民税額」を引いた金額を「当期留保金額」といいます。各項目の概要は、次のとおりです。

- ① 当期法人税額
当期に係る法人税額（試験研究費の特別控除額を除く）

費の特別控除等がある場合は、控除後の差引法人税額）です。

② 当期地方法人税額

当期に係る地方法人税額（留保金課税の税額を除く）です。

③ 当期住民税額

住民税の算定の基礎となる法人税額（試験研究費の特別控除等前の金額）に、次の割合を乗じた金額です。

- ・平成26年10月1日～令和元年9月30日までの開始事業年度：法人税額×16・3%
- ・令和元年10月1日以後開始事業年度：法人税額×10・4%

(4) 留保控除額と課税留保金額

「当期留保金額」から「留保控除額」を控除した金額を、「課税留保金額」といいます。

留保控除額は、次のうち最も多い金額です。

- ① 1、160万円
- ② 試験研究費の特別控除額
- ③ 160万円
- ④ 差引法人税額
- ⑤ 1、000万円
- ⑥ 地方法人税額
- ⑦ 44万円（留保金課税の税額を除く）
- ⑧ 資本金の額
- ⑨ 1億5、000万円
- ⑩ 期首利益積立金額
- ⑪ 1億円
- ⑫ 事業年度
- ⑬ 平成31年4月～令和2年3月

(計算過程)

(1) 所得等の金額

5、000万円+100万円+200万円=5、300万円

(2) 留保所得金額

5、300万円-500万円=4、800万円

(3) 当期留保金額

4、800万円-1、000万円=3、800万円

(4) 留保控除額

① 所得基準額 5、300万円×40%=2、120万円

(5) 課税留保金額

3、800万円-2、120万円=1、680万円

(6) 課税留保金額の税額

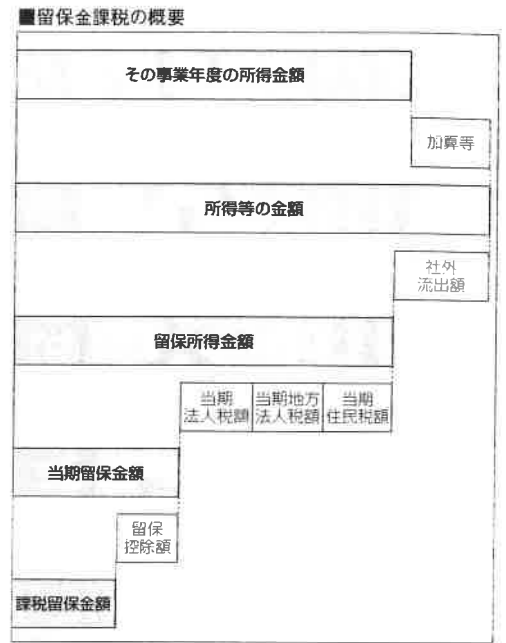
1、680万円×25%=420万円

(7) 課税留保金額に係る地方法人税額

1、680万円×4・4%=74万円

(8) 当期法人税額

1、680万円×16・3%=272万円



算式1 課税留保金額の計算

$$\text{課税留保金額} = \text{所得等の金額} - \text{社外流出額} - \text{当期法人税額等} - \text{留保控除額}$$

算式2 課税留保金額に対する税額の計算

$$\text{税額} = \text{課税留保金額} \times \text{特別税率}$$

下の金額：15%
・年1億円超の金額：20%
なお、課税留保金額に対する税額は、地方法人税の課税対象となります。

たとえば、前記の税額が100万円だった場合、課税留保金額に係る地方法人税額（税率4・4%）として4万4、000円が加算されます。

留保金課税のケーススタディ

事例で考えてみましょう。

（前提条件）

- ・その事業年度の所得金額：5、000万円
- ・受取配当等の益金不算入額：100万円
- ・欠損金の当期控除額：200万円
- ・役員給与の損金不算入額：500万円
- ・交際費等の損金不算入額：300万円
- ・寄附金の損金不算入額：50万円
- ・法人税額

ひろい みつひろ 平井満広事務所代表。「会計を通じて人を幸せにする」をモットーに、中小企業の経営改善や税務相談に力を注いでいる。